

富久ヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿美礼が設置する富久ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護・指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）、指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護等及び事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護等及び、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定訪問介護等及び事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 指定訪問介護等及び事業に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定訪問介護等及び事業に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定訪問介護事業者・指定障害福祉サービス事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 前三項のほか、利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年徳島県条例第57号）」第5条によりその例によるとされた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定訪問介護等及び指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(名称及び所在地)

第4条 指定訪問介護等及び事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富久ヘルパーステーション
- (2) 所在地 徳島市川内町富久 102 番地 4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（1名）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護等及び指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者（2名）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した書面（以下、提供するサービスが指定訪問介護等にあつては「訪問介護計画書」、指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該訪問介護計画書、居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付する。

- (イ) 訪問介護計画、居宅介護計画・重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画、居宅介護計画等の変更を行う。
- (ウ) 事業所に対する指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者（基準に定められた人員）
ただし、業務の状況により増員することができるものとする。従業者は、訪問介護計画及び居宅介護計画等に基づき、指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 午前7時00分から午後6時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前7時30分から午後6時30分までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護等及び指定居宅介護等の内容）

第7条 事業所で行う指定訪問介護等及び指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画及び居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院等の介護（身体介護を伴う）
 - ⑦ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ 関係機関との連絡
 - ⑥ 通院等の介護（身体介護を伴わない）
 - ⑦ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 指定訪問介護等及び指定居宅介護等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等及び指定居宅介護等を提供した場合の利用者の本人負担の利用料については、当該指定訪問介護サービス及び指定居宅介護サービスに係る訪問介護サービス及び居宅介護サービス費用基準額と同額とする。
- 3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障

害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常事業の実施地域）

第 10 条 通常の実施地域は、徳島市とする。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 現に指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者等の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者等に係る訪問介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定訪問介護等及び指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定訪問介護等及び指定居宅介護等に関し、徳島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は徳島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は徳島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の訪問介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止に対する意識の向上や環境づくり、知識の習得等のため、虐待防止委員会を設置し、定期的又随時委員会を開催する。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、当該身体拘束等が必要な理由、その態様、時間、その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書によりその同意を得る。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 委員会を3ヶ月に1回以上に開催するとともに、その結果について介護職員その他職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のために指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のために研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者等に対する指定訪問介護等及び指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定訪問介護等及び指定居宅介護等を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行。

この規程は、平成28年9月1日から改訂。

この規程は、平成29年1月16日から改訂。

この規程は、平成29年9月1日から改訂。

この規程は、平成30年10月1日から改訂。

この規程は、令和4年7月1日から改訂。

この規程は、令和5年9月1日から改訂。

この規程は、令和6年9月1日から改訂。